

令和8年5月25日招集

第5回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和 8 年 第 5 回 狹 山 市 農 業 委 員 会 総 会

令和 8 年 5 月 2 5 日（月曜日） 開催場所 狹山市役所 6 階 6 0 2 会議室

議事日程

- 1 開会 午後 2 時
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 狹山都市計画生産緑地地区の変更について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後 4 時

本日の出席農業委員 1 4 名

1 番 浅 見 誠 次	2 番 落 合 房 子	3 番 渡 邊 隆 夫
4 番 増 田 棟 順	5 番 堀 口 一 男	6 番 齋 藤 栄 一
7 番 森 田 依 見 子	8 番 仲 川 知 範	9 番 室 岡 芳 浩
1 0 番 清 水 芳 則	1 1 番 大 野 博 文	1 2 番 下 村 辰 次
1 3 番 安 藤 千 鶴	1 4 番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8 名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主査 北山 誠也

事務局	定刻になりましたので、これより令和8年第5回狭山市農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり、前回同様、プロジェクターを使用してご確認いただきたく存じます。議事進行方法等につきまして、ご意見ございましたら、総会終了後に事務局へお願いいたします。 その他、配布資料としまして、 ・羽生の研修資料 ・農業用施設等の設置に係る農地転用許可制度の取り扱いについて ・のうねん ・活動記録簿（最適化推進委員のみ） となります。 以上です。
局 長	本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。 また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。 これより第5回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。
会 長	【会長の挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事の進行をお願いいたします。
議 長	これより、第5回狭山市農業委員会総会を開催します。 始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。 今回は、議席番号3番 増田 棟順 委員と4番 渡邊 隆夫 委員にお願いします。 先ずは、第5回総会の概要について事務局から説明してください。
事務局	お手元の資料をご確認ください。本日の議題は全部で4議案となります。 なお、議案第1号における農用地利用集積等促進計画（案）については、農業振興課よりご説明申し上げます。 また、議案第4号における狭山都市計画生産緑地地区の変更については、後程詳細をご説明申し上げます。 次に、地区別許可申請等一覧をご覧ください。 農用地利用集積等促進計画が、受入単位で入曽地区2件、堀兼地区2件、奥富地区1件、その他市外で1件です。

事務局	農地法第3条許可申請が、堀兼地区1件です。 農地法第4条許可申請はありません。 農地法第5条許可申請が、入曽地区1件、堀兼地区1件です。 以上です。
議 長	はじめに、『議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画について』を議題とします。 先に「農用地利用集積等促進計画について」農業振興課からの説明を求めます。
農振課	【農用地利用集積等促進計画についての説明】
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 無いようでしたら、本計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 農業振興課は、退室いただいて結構です。 【農業振興課の退室】 続いて、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。 入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。
推進委員	1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）
議 長	ありがとうございました。 次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局	議案第２号整理番号１番について、ご説明いたします。 受人は上赤坂に在住の方、渡人は日高市に在住の方です。 土地の所在は大字堀兼字下流、地目は畑、地積は３８４㎡。 本件におきましては、法第３条第２項第１号における全部効率要件について、家族経営であり、受人及び世帯員名義で適切な農業経営を行っております。 法第３条第２項第４号における常時農業従事要件については、申請人が３００日としており、実績からも齟齬はなく、１５０日以上を満たしております。 また、法第３条第２項第６号における周辺農業への支障についても無いものと思われ ます。 以上です。
議 長	整理番号１番についてこれより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可』します。
議 長	次に、『議案第３号 農地法第５条に係る許可申請について』を議題とし、審議いたし ます。 事務局からの説明を求めます。
事務局	今月の案件としまして２件の申請がありました。 最初に、整理番号１番の事業計画者は、水野に在住の方、所有者は水野に在住の方で す。 土地の所在は大字水野字本堀、地目は畑、地積は１００㎡。 転用目的は駐車場で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地からおおむね５００ｍ以内に南小学校とすこやかこ どもクリニックがありますが、埋設物は下水道管のみであることから、第２種農地に区 分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、 周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えま す。 次に、整理番号２番の事業計画者は、富士見に在住の方、所有者は青柳に在住の方で す。 土地の所在は大字青柳字向新田、地目は畑、地積は３７５㎡。

事務局	転用目的は住宅敷地で、使用貸借権の設定です。 立地基準につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に区分されます。 第1種農地は原則不許可になりますが、不許可の例外である農地法施行規則第33条における『周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる』が添付資料と理由書において説明がなされ、同条第4号に規定する『住宅で集落に接続して設置されるもの。ただし、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないもの。』に該当しております。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。
議長	最初に整理番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
	整理番号1番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議長	整理番号2番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
議長	次に、『議案第4号 狭山都市計画生産緑地地区の変更について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局	議案第４号について、ご説明いたします。 本件は、生産緑地地区に関する都市計画の決定・変更または廃止に際しては、都市計画の運用指針において、農業委員会の意見を聴くことが望ましいとされており、昨年中に総会において主たる従事者証明願を審議いただいたものの行為制限解除が行われたものや、国土調査によって農地の地籍に変更が生じたものになります。 以上です。
議 長	事務局より説明がありました。議案第４号について審議します。 質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら、本計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。 次に、協議・報告事項に移ります。 質疑につきましては、全ての報告が終了した後に一括して受け付けます。 それでは、１番から順次、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項１「農地法の規定による届出について」 ご報告いたします。 スライドをご覧ください。 ・法第３条届出 ・法第４条届出 ・法第５条届出 報告事項２「その他」について ・農業用施設等の設置に係る農地転用許可制度の取り扱いについて ・最適化活動活性化研修会の開催 ・委員等の改選について 以上になります。
議 長	質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他、委員から何かありますか。 事務局から何かありますか。

事務局	特にございません。
議 長	他にありますか。 無いようですので、これをもちまして第5回狹山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。